

経営資源としての知的財産



藤本昇特許事務所所長

弁理士 藤 本 昇

Noboru Fujimoto

「ビジネスモデル特許」、「遺伝子特許」、「未利用特許」、「特許訴訟」等、最近のマスコミは毎日のように知的財産に関する記事を掲載しています。このことは正に21世紀は「知的創造時代」であり、また「プロパテント時代」と言われている所以です。最近のアメリカ経済の成長に感化された我が国通産省は、レーガン大統領時代に提出された「ヤングレポート」に基づく「プロパテント政策」が、アメリカ経済の成長を支えていることに鑑み、我が国にも「プロパテント政策」を実行しようとしているのであります。

プロパテント政策とは、正に特許等の知的所有権を重視し、ベンチャー企業等の育成を図る政策であります。一方既存企業においても、「特許を経営資源」として捉え、特許を重要な収益源とする戦略（ポートフォリオ戦略）で、例えばIBMやGEにおいては、正に特許の収益が企業収益の大きなファクターとなっています。

従来我が国の企業では、特許は技術をガードする保護政策の一環として特許を捉え、特許による排他独占権に基づき事業収益を拡大するという考え方がほとんどでありました。

しかるに、上記アメリカ型の特許戦略を基に我が国企業においても、最近では事業収益のみならず特許を利用した実施料収益（ロイヤルティ）を得る戦略が実践され始めたのであります。このことは、正に企業やビジネスに役立つ特許（発明）の開発を目指すことを意味します。

今後は、自社技術を保護するための特許戦略と同時に、その技術が他の分野や用途に利用又は応用できないか、すなわち他社に実施許諾できる範囲まで権利化し、その権利を他社に許諾して実施料収益を得る戦略、すなわち特許によるビジネス戦略も重要であります。

一方、最近の特許権侵害訴訟においては、「被告に30億円の損害賠償支払を命じた」判決が東京地裁で言い渡される等、我が国においても高額訴訟が出現してきましたことは、今後企業の危険管理対策の重要性が増してきたことを意味しています。

21世紀は正に、企業やビジネスに役立つ発明の開発と、生まれた発明の保護・育成と、さらには発明から得られた特許権等の知的財産権の有効活用が重要な課題であり、他方、企業行動の自由なる保証（Freedom Of Action）を如何に確保するか、すなわち他社権利の侵害未然防止対策等の危機管理対策がきわめて重要な課題であります。